

琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター下水汚泥燃料化事業の実施に関する方針の訂正表（第1回）

令和4年度1月7日に公表した「琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター下水汚泥燃料化事業の実施に関する方針」に関し、以下の通り訂正する。

No.	資料	頁	行	項目	訂正前	訂正後
1	実施方針	7	3	事業期間	②維持管理・運營業務：令和8年10月1日から令和29年9月30日までとする。 消化槽の立上げ 令和8年3月31日までとする。	②維持管理・運營業務：令和8年10月1日から令和28年9月30日までとする。 消化槽の立上げ 令和8年3月31日までとする。
2	要求水準書(案)	8	6	1-1-4設計・施工及び維持管理運営期間	(2) 維持管理・運營業務 消化槽の立上げ 令和8年3月31日までとする。 令和8年10月1日から令和29年9月30日までとする。	(2) 維持管理・運營業務 消化槽の立上げ 令和8年3月31日までとする。 令和8年10月1日から令和28年9月30日までとする。
3	基本協定書(案)	10	23	2 業務日程	(2) 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター下水汚泥燃料化事業 維持管理・運營業務、燃料化物売買業務 令和8年10月1日～令和29年9月30日 (消化槽の立上げ 令和8年3月31日までとする。)	(2) 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター下水汚泥燃料化事業 維持管理・運營業務、燃料化物売買業務 令和8年10月1日～令和28年9月30日 (消化槽の立上げ 令和8年3月31日までとする。)
4	維持管理・運営契約書(案)	1	5	3 履行期間	令和8年10月1日から令和29年9月30日まで。	令和8年10月1日から令和28年9月30日まで。
5	燃料化物売買契約書(案)	1	9	4 契約期間	令和8年10月1日～令和29年9月30日まで	令和8年10月1日～令和28年9月30日まで
6	要求水準書(案)別紙2	別紙一覽	—	項目	別紙-1～15	別紙-1～16 (別紙-1.6追加:消化導入に伴う逆流負荷の増加について)